

第三十八回国会 商工委員会科学技術振興対策特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)

午後二時二十六分開議

出席委員

商工委員会

委員長 中川 俊思君

事務内田 常雄君

理事長 谷川四郎君

理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

遠藤 三郎君

小沢 辰男君

原田 審君

村上 勇君

岡田 利春君

小林 ちづ君

中村 重光君

科学技術振興対策特別委員会

委員長 山口 好一君

理事菅野和太郎君

理事中曾根弘君

理事岡 良一君

理事赤澤 正道君

佐々木義武君

石川 次夫君

田中 武夫君

出席國務大臣
出席政府委員
科学技術政務次官
総理府事務官
(科学技術庁長官)
総理府事務官
(科学技術庁長官)
総理府事務官
(科学技術庁長官)
総理府事務官
(科学技術庁長官)
総理府事務官
(科学技術庁長官)
出席委員
科学技術政務次官
國務大臣
島村 池田正之輔君
出席國務大臣
出席政府委員
科学技術政務次官
官房長官
総理府事務官
(科学技術庁長官)
総理府事務官
(科学技術庁長官)
総理府事務官
(科学技術庁長官)

委員外の出席者	工業技術院長 後藤 以紀君
(總理府技官)	農林事務官(農地局愛知用監理官) 大山 一生君
(科學技術庁振興局管理課長)	水公團監理官(農地局監理官) 前田 陽吉君
(科學技術庁振興局)	佐藤 松男君

めに必要な組織について定めるこ
とを目的とする。四 前各号の事業に附帯する事業
(組合員の資格)第五条 組合の組合員たる資格を有
する者は、その者の行なう事業に
組合の行なう試験研究の成果を直
接又は間接に利用する者であつ
て、定款で定めるものとする。

(定款)

(人格)

第一条 鉱工業技術研究組合(以下
「組合」という。)は、法人とす
る。第二条 組合は、次の要件を備えな
ければならない。一 組合員が鉱工業の生産技術に
関する試験研究(以下単に「試
験研究」という。)を協同して行
なうことを主たる目的とするこ
と。二 組合員の議決権及び選挙権
は、平等であること。三 組合は、特定の組合員の利益の
みを目的としてその事業を行なつ
てはならない。四 中川委員長 これより商工委員会、
新技術開発事業別法案(内閣提出第
二四号)

五 組合員の議決権及び選挙権

は、平等であること。

六 組合は、特定の組合員の利益の
みを目的としてその事業を行なつ
てはならない。七 組合員の加入及び脱退に関す
る規定八 組合員の権利義務に関する規
定

九 事業の執行に関する規定

十 役員に関する規定

十一 会計に関する規定

十二 残余財産の処分に関する規
定

十三 公告の方法

十四 組合の定款には、前項の事項の
ほか、組合の存立時期又は解散の
原因を定めたときは、その時期又
はその原因を記載しなければなら
ない。十五 第一項第一項各号の要件を備
えていること。十六 設立手続並びに定款、試験研
究の実施計画及び事業計画の内
容が法令に違反しないこと。十七 その事業を行なうために必要
な経営的基礎及び技術的能力を
有すること。十八 その行なおうとする試験研究
が組合員が協同して行なうこと

(目的)

十九 鉱工業技術研究組合法案

二十 第一条 この法律は、鉱工業の生産
技術の向上を図るため、これに關
する試験研究を協同して行なうた
だします。二十一 一 組合員のために試験研究を実
施し、及びその成果を管理する
こと。二十二 組合員に対する技術指導を行
なうこと。二十三 試験研究のための施設を組合
員に使用されること。

(定款の変更)

二十四 定款の変更は、主務大臣の
認可を受けなければ、その効力を

生じない。

2 第八条第一項の規定は、前項の認可に準用する。

(規約)

第十一条 組合の運営に関し必要な事項は、定款で定めなければならぬものを除き、規約で定めることができる。

2 組合は、前項の規約を設定し、変更し、又は廃止したときは、その日から一週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第十二条 組合は、その成立の日の属する事業年度を除き、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣に届け出なければならない。

2 組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(費用の賦課)

第十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に組合の事業に要する費用を賦課することができる。

2 組合員は、前項の費用の納付に對して、相殺をもつて組合に對抗することができない。

(試験研究用固定資産の取扱等について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例)

第十四条 主務大臣及び大蔵大臣は、組合に対し、その行なうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む)並びに工具、器具及び備品(以下「試験研究用固定資産」という。)が該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができる。

並びに工具、器具及び備品(以下「試験研究用固定資産」という。)が該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができる。

2 前項の承認を受けた組合が、前項の規定により、その承認に係る試験研究用固定資産を取得し、又は製作するための費用を賦課する場合において、組合員がその費用を組合に納付したときは、その納付した費用については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(剩余金の処理)

第十五条 組合は、毎事業年度、剩余金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。

(適用)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一条)

第二条登記)、第四条第一項(住所)、第十一條、第十三條、第十八條、第十九條(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十五条(第五項を除く。)、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七條第一項、第三十八条、第三十八条の二、第三十九条(第二項第三号を除く。)、第四十条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条ままである。

2 組合員は、前項の費用の納付に對して、相殺をもつて組合に對抗することができない。

(試験研究用固定資産の取扱等について納付した費用に対する所得税又は法人税の課税の特例)

第十四条 主務大臣及び大蔵大臣は、組合に対し、その行なうとする試験研究が国民経済上重要なものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械及び装置(起重機等の搬送設備を含む)並びに工具、器具及び備品(以下「試験研究用固定資産」という。)が該試験研究のために必要なものである旨の承認をすることができる。

で、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで(総会)、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第一項、第三項及び第四項、第六十四条から第六十六条まで、第六十八条第一項、第六十九条(解散及び清算)、第八十三条(第二項第三号及び第五号、第三項並びに第四項を除く。)、第八十四条、第八十五条、第八十六条第一項、第八十七条から第一百三十三条まで(登記)、第一百四条から第一百六条の二まで、第一百五十五条第一号、(雜則)、並びに第一百五十五条第一号、(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三号、第四号から第十一号まで及び第五号から第十九号まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三号中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十一条第一項第三号中「毎事業年度の収支予算」とあるのは「試験研究の実施計画」とあるのは「試験研究の実施計画並びに毎事業年度の収支予算」と、同法第四号中「経費」とあるのは「費用」と、同法第六十三条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「鉱工業技術研究組合法第八条第一項」と、同法第八十三条第一項中「第二十一条」、第三十五条(第五項を除く。)、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七條第一項、第三十八条、第三十八条の二、第三十九条(第二項第三号を除く。)、第四十条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条まである。

合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」と、同法第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び登記」と、同法第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

(主務大臣)

第十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣とする。ただし、組合の行なう試験研究の成果が直接利用される事業が他の大臣の所管に属するものであるときは、その事業を所管する大臣とする。

(罰則)

第十八条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五条第三項、第九十七条第三項及び第一百四条から第一百六条の二まで(罰則)の規定は、組合に準用する。この場合において、同法第三号、第三十五条の二、第四十一条、第三十五条第一項、第六十八条、第六十二条第二項、第六十九条第一項(住所)、第十一條、第十三條、第十八條、第十九條(第一項第四号及び第二項第一号を除く。)(組合員)、第二十七条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで(設立)、第三十五条(第五項を除く。)、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七條第一項、第三十八条、第三十八条の二、第三十九条(第二項第三号を除く。)、第四十条から第四十五条まで(役員等)、第四十六条から第五十条まである。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に技術研究組合という名称を用いている者は、この法律の施行後三月以内に、その名称を変更しなければならない。

(罰則)

第十九条 第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五条第三項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(登録税法の改正)

3 第四条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(登録税法の改正)

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業団体中央会」の下に「鉱工業技術研究組合」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「鉱工業技術研究組合法」を加える。

2 組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

(第十九条)

組合が第十六条において準用する中小企業等協同組合法第五条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、一万円以下の罰金に處する。

(第二十条)

第二十条 第四条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に處する。

理由

鉱工業の生産技術の向上を図るために、これに関する試験研究を協同して行なうための組織として鉱工業技術研究組合を設け、その事業、設立手続、監督等について定める必要がある。これが、この法律案を提出す

る。

一 第十一条第二項又は第十二条の規定に違反したとき。

二 第十五条の規定に違反したとき。

る理由である。

新技術開発事業団法案

目次

第一章 総則(第一条—第九条)	第二章 役員及び職員(第十一条—第二十一条)	第三章 開発審議会(第二十二条—第二十七条)	第四章 業務(第二十八条—第三十二条)	第五章 財務及び会計(第三十一—第三十四条)	第六章 監督(第四十一条—第四十三条)	第七章 雑則(第四十四条—第四十六条)	第八章 罰則(第四十七条—第五十条)	附則
-----------------	------------------------	------------------------	---------------------	------------------------	---------------------	---------------------	--------------------	----

うにすることをいう。

(法人格)

第三条 新技術開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、三億円と附則第七条第二項の規定により

政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政

府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(定款)

第六条 事業団は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

い。 1. 目的

(定義)

この法律において「新技術」とは、國民経済上重要な科学技術(人文科学のみに係るもの)を除く。

以下同じ。)に関する試験研究の成

果であつて、企業化されていないものをいう。

2 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業的規模において実施する」とにより、これを企業としするよ

うにすることをいう。

(法人格)

第三条 新技術開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、三億円と附則第七条第二項の規定により

政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政

府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の不法行為能力)の規定は、事業団について準用する。

2 事業団は、監事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

(役員の任命)

第十条 事業団に、役員として、理

事長一人、専務理事一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理する。

4 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)は、支配力を有する者を含む。

5 開発審議会の委員及び運営に関する事項

6 業務及びその執行に関する事項

7 業務及びその執行に関する事項

8 財務及び会計に関する事項

9 公告に関する事項

10 定款の変更に関する事項

はその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行なう。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任しなければならない。

(役員の任命)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 専務理事及び理事は、理事長の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(役員の任期)

第十三条 理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1. 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公

共団体の長

2. 内閣総理大臣は、前項の規定によるとするときは、あらかじめ理事長

より専務理事又は理事を解任しようとするとするときは、あらかじめ理事長

の意見をきかなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

第十六条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び専務理事は、理事及び事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2 代理権の制限

第十九条 事業団の職員は、理事長

が任命する。

第十五条 内閣総理大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任しなければならない。

(登記)

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

(登記)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 専務理事及び理事は、理事長の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。

(登記)

第十三条 理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

(登記)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1. 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公

共団体の長

2. 内閣総理大臣は、前項の規定によるとするときは、あらかじめ理事長

より専務理事又は理事を解任しようとするとするときは、あらかじめ理事長

の意見をきかなければならぬ。

(登記)

第十六条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に從事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代理権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は専務

理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代理権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び専務理事は、理事及び事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2 代理権の制限

第十九条 事業団の職員は、理事長

が任命する。

2 代理権の制限

第十八条 理事長及び専務理事は、理事及び事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2 代理権の制限

(秘密保持義務)

第二十条 役員若しくは職員又はこれらに職位があった者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(委員の任期)

第二十六条 委員の任期は、二年とする。

(委員の再任)

2 委員は、再任されることができる。

(准用規定)

第二十七条 第十五条第一項及び第二十条の規定は、委員について準用する。

(業務)

第四章 業務

第二十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること。

二 開発を実施すべき新技術を選定するとき。

三 新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するとき。

二 前号に掲げる業務に係る新技術の開発の成果を普及すること。

三 新技術の開発について企業等にあつせんすること。

四 前各号の業務に附帯する業務

(業務方法書)

第二十九条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二十四条 審議会は、委員十人以内をもつて組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ委員のうちから、会長に事故がある場合に

その職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

(委員の任命)

第二十五条 委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに收支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、その前事業年度から繰り越した損失を

うめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上の損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して、整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十六条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を

することができる。

(総理府令への委任)

第四十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののはか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(監督)

第四十一条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務

に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の微取)

第四十二条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、事業団に

対してその業務に關し報告をさせ

ることができる。

(報告の微取)

第四十三条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を

行するため必要があると認めるときには、事業団に対して、その業務

に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

(報告の微取)

第四十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下次項において「財務諸表」という。)を作成し、決算

換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十七条 事業団は、次の方に

よる場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他の内閣総理大臣の指定期する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十八条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに收支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、その前事業年度から繰り越した損失を

うめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、経営上の損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して、整理しなお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十六条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を

することができる。

(総理府令への委任)

第四十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののはか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(監督)

第四十一条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を

行するため必要があると認めるときには、事業団に対して、その業務

に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

(報告の微取)

第四十二条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、事業団に

対してその業務に關し報告をさせ

ることができる。

(報告の微取)

第四十三条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を

行するため必要があると認めるときには、事業団に対して、その業務

に關し監督上必要な命令をする

ことができる。

(立入検査)

第四十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、その職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができるもの。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第四十四条 事業団の解散について

は、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十五条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第六条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十二条、

第三十六条第一項及び第二項並びに第三十八条の認可

二 第三十四条第一項及び第三十九条の承認

三 第四十二条の報告の徴取

四 第四十三条第一項の立入検査(関係大臣との協議)

第五十六条 内閣総理大臣(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)は、この法律の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

ときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)は、第三十条の認可をしようとするとときは、あらかじめ当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

3 第三十条の認可をしようとするとときは、あらかじめ当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

4 第三十一条の認可をしようとするとときは、あらかじめ当該新技術に係る事業を所管する大臣に協議しなければならない。

5 第四十一条第二項の規定によつて知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

6 第四十七条 第二十一条(第二十七条)において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

7 第四十八条 第四十二条の規定による報告をせずに、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

8 第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

9 第五十六条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

外の業務を行なつたとき。

四 第三十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したところにより、設立の登記をしなければならない。

五 第四十一条第二項の規定によつて知得した秘密をすることによつて成立したとき。

6 第五十条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

7 第五十四条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

8 第五十五条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

9 第五十六条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

10 第五十七条 第二十二条(第二十七条)において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

11 第四十八条 第四十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

12 第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

13 第五十条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

14 第五十六条 第二項の規定によつて知得した秘密をすることによつて成立したとき。

15 第五十一条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

16 第五十二条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

17 第五十三条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

18 第五十四条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

19 第五十五条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

20 第五十六条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

21 第五十七条 第二十二条(第二十七条)において準用する場合を含む。)の規定に違反してその職務に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

22 第四十八条 第四十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

23 第四十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

24 第五十条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

25 第五十六条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

26 第五十七条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

27 第五十八条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

28 第五十九条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

29 第六十条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

30 第六十一条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

31 第六十二条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

32 第六十三条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

33 第六十四条 第二項の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官(前条の規定により認可、承認若しくは指定をしようとするとき、又はこの法律の規定に基づき総理府令を定めようとする

び義務であつて、旧理化学研究所法第二十九条第一項第二号及び第四号の業務並びに同項第三号及び第五号の業務のうち新技術開発に関する業務(以下「新技術開発業務」という。)の遂行に伴い理化学研究所に属するに至つたものは、事業団の成立の時において事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の時に

おいて理化学研究所の新技術開発業務の遂行に伴い現に理化学研究所に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により事業団の最初の事業年度のとおり、昭和三十七年三月三十一日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

4 第五条 事業団の最初の事業年度の業務の実績を算定するための評価基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項の資産の価額は、事業団の設立の日現在における時価を基準とし必要な事項は、政令で定める。

6 第六条 この法律による改正前の理化研究所法(昭和十三年法律第八十号。以下本条及び次条において「旧理化研究所法」という。)の業務の成立後遅滞なく」とする。

7 第七条 この法律による改正前の理化研究所法(昭和十三年法律第八十号。以下本条及び次条において「旧理化研究所法」という。)の業務の成立後遅滞なく」とする。

8 第八条 事業団が前条第一項の規定により、新技術開発業務の遂行に伴い理化学研究所に属するに至つた権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義務が理化研究所の有する特許権の実施に係るものであるときは、事業団は、すみやかに理化学研究所に對し当該特許権の専用実施権又は通常実施権の設定について協議しなければならない。

9 第九条 前項の規定による協議がととのわないときは、事業団は、特許庁長官の裁定を申請するものとする。

10 第十条 特許庁長官は、前項の裁定をし

たときは、裁定書の原本を理化学

研究所及び事業団に交付する。

4 第二項の裁定があつたときは、

裁定の定めるところにより第一項

の協議がととのつたものとみな

す。

5 事業団が前条第一項の権利及び

義務を承継した時から第一項の協

議がととのうまでの間又は第二項

の裁定がなされるまでの間は、当

該特許権について、事業団に対

し、通常実施権が設定されている

ものとみなす。

(理化学研究所の資本金の減額)

第九条 第七条第一項の規定により

事業団が理化学研究所の有する権

利及び義務を承継したときは、そ

の時に於て、理化学研究所の資

本金のうち政府の出資に係るもの

につき、三億四千万円の減額があ

つたものとする。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法

律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第十九条第七号中「中小企業退

職金共済事業団」の下に「新技

術開発事業団」を、「中小企業退

職金共済法」の下に「新技術開

発事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年

法律第五十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第六号ノ三ノ四の次に次

の二号を加える。

六ノ三ノ五 新技術開発事業団

ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和二十二年

法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第一項第十号中「日本貿

易振興会」の下に「新技術開発

事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十二年

法律第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第二号中「日本貿易振興

会」の下に「新技術開発事業団」

を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中

「日本貿易振興会」の下に「新

技術開発事業団」を加える。

(第七十三条の四第一項に次の一

号を加える。)

十三 新技術開発事業団が新技

術開発事業団法(昭和三十六

年法律第二十号)の下に「新技

術開発事業団」を、「中小企業退

職金共済法」の下に「新技術開

発事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 理化学研究所法の一部を

次のように改正する。

日次

四条一第三十三条)

第五章 監督(第三十四条・第

三十五条)

第六章 罰則(第三十六条・第

三十七条)

第七章 雜則(第三十九条・第

四十二条)

附則

第一条中「行い、新技術の開発

を効率的に実施し、並びにこれら

の試験研究及び新技術の開発」を

「行ない、及びその」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条

とし、第四条から第六条までを一

条ずつ繰り上げ、第七条中第六号

を削り、第七号を第六号とし、第八

号から第二十二条までを一条ずつ

繰り上げる。

第三章を削る。

〔第四章 業務〕を「〔第三章

業務〕に改める。

第二十九条第一項第二号を削

り、同項第三号中「前二号」を前

号」に改め、同号を同項第二号と

し、同項中第四号を削り、第五号

を第三号とし、第六号を第四号と

し、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、同条を第二十二条とし、第三十条を第二十三条规定とし、第三十一条を削る。

〔第五章 財務及び会計〕を「第

四章 財務及び会計」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、

第三十三条から第三十五条规定までを

八条ずつ繰り上げ、第三十六条中

「第三十三条规定」を「第二十五条」に改め、同条を第二十八条とし、

第三十七条から第四十二条までを八条ずつ繰り上げる。

〔第六章 監督〕を「〔第五章

監督〕に改める。

第四十二条を第三十四条とし、

〔第七章 雜則〕を「〔第六章

監督〕に改める。

〔第四十二条第二項〕を「〔第三十

四条第二項〕に改め、同条を第四

十二条とし、第五十条中「第九条」

を「第八条」に改め、同条を第四

十二条とする。

〔行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)〕の一部を次のように改正する。

第一条第十二号中「特定船舶整備公团」の下に「新技術開発事

業団」を加える。

〔科学技術庁設置法(昭和三一年法律第四十九号)〕の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「理化学研究所」の下に「及び新技術開発事業団」を次のように改正する。

〔第六条第三項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条、第二十九条第二項、第三十条及び第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項の報告及び立入検査の認可〕を「〔大蔵大臣〕に改め、同条を第三十八条の認可」とする。

〔第二十七条第一項の承認の認可〕を「〔大蔵大臣〕に改め、同条を第三十九条の見出し中「〔関係大臣〕」を「〔大蔵大臣〕」に改め、同条を第三十八条の認可」とする。

〔第八章 罰則〕を「〔第七章

罰則〕に改める。

〔第四十七条中「第二十一条(第一項)」を「〔第二十条〕に改め、同条において準用する場合を含む。」〕を「〔第二十条〕に改め、同条を第三十九条とし、第四十八条とし、同条中「〔第六号〕」を「〔第四号〕」に改め、同条を第二十二条とし、第三十条を第二十三条规定とし、第三十一条を削る。

〔第四十七条规定の認可〕を「〔第二十一条(第一項)」を「〔第二十条〕に改め、同条において準用する場合を含む。」〕を「〔第二十条〕に改め、同条を第三十九条とし、第四十八条とし、同条中「〔第四十五条〕」を「〔第三十七条〕」に改め、同条第二号中「〔第八条第一項〕」を「〔第七条第一項〕」に改め、同条を第二十二条とし、第三十条を第二十三条规定とし、第三十一条を削る。

〔新技術の開発を効率的に行ない、その成果を普及するため、新技術開

発事業団を設立する必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由で

ある。

理由

新技術の開発を効率的に行ない、

その成果を普及するため、新技術開

発事業団を設立する必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由で

ある。

○中川委員長 本案の趣旨につきまし

ては、各位のお手元に配付いたしてあ

ります資料によって御承知願うこと

とし、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がござりますので、順次

これを許可いたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 両案につきまして質

いたしたいと思うのですが、まず最

初に新技術開発事業団法案についてお

伺いたいと思います。

この法律と理化学研究所法を比較い

のみでは、失敗の危険があつてやれないといふような問題を、現段階ではこの対象に考えておるわけでござります。

それから税制関係でございますが、これも関係各省において、それぞれ所要の保護措置をとつております。

○田中(武)委員 その関係各省がそれぞれの行政措置をやつておるといふことは、結局実践的な行政措置といふものであります。ところが今度はこれをどうなすか、そういうものにはそれぞれ所管があるんじやないか。これは私の理解の間違いかもわかりませんが、本来科学技術庁とか経済企画庁とかいうところは、経済または科学技術の行政についての総合的調整をなすところの主たる任務を持つものだと思うのです。現在に科学技術庁設置法の第三条を読みますと、「科学技術庁は」と始まって、「科学技術の振興を図り、云々とあつて、「行政を総合的に推進することをその主たる任務とする。」こういうことになつておるのであります。従いまして科学技術庁という官庁は、そういった科学技術について――今言われたように、通産省にある、あるいは農林省にある、あるいはまた文部省にあるかもわからない。そういう科学技術行政の総合調整をやるべきところである。それで、それを実際に具体化していく本法案の四十六条第二項でございますが、各関係大臣と協議する、こういうことになっておるもの、そういうことじやなかろうかと思うのです。そ

ここで通産大臣にお伺いいたしたいのですが、今後この事業團が取り上げていくものの大部分は、鉱工業関係ではないものが、新技術開発事業團の開発対象にならうかと考えております。それから税制関係でございますが、これも関係各省において、それぞれ所要の保護措置をとつております。

○田中(武)委員 私は当初、一番最初に質問したものは、理化学研究所法ができるときは、この理化学研究所の一

研究、これを企業化の段階にまで持つて、通産大臣は単なる協議、これであつたは了承されたのだから、こうなつたのだと思うのですが、これでどうな

のでですか通産省としては。

○椎名国務大臣 これはいきさつがございまして、理化学研究所の所管が当初から科学技術庁にあったのでございまして、その拡大したのが今回の事

業団だ、そういういきさつがございまして、科学技術庁設置法の先ほど申しました第三条それから第四条の第十二号、これは「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行ふこと。」こうなつておる。それから第八条の第三号、これのカッコの中を読んで

いたいのですが、「他の行政機関の所管に属することを除く」ということになつておるのでですが、そうするならば、私は科学技術庁としては、本来

が科学技術行政の総合調整、そういうことを重点としていくべきであつて、その結果これを一つの企業の段階にま

るようなわけでございますが、しかし通産省の所管に重なる部分につきましては、今お話をございましたが、協議

を受けるということになつております。そこで、それを実際に具体化していく形式上の協議に応ずることでな

しに、實質に十分に入つて、そうして協議の目的を十分に果たし得るように今後参画いたして参りたい、かよう

ますから、そこまでの段階ですから、指摘申し上げたいことは、従来の官僚的所管争いといったような概念でない

ことは私はないと思います。それからもう一つは、特にこの際御開発部門として、多くの企業の所管事項でございます。この法律

ができます。理化学研究所の開発部門として、そう多く取り上げていけるときは、この理化学研究所の一

開発部門として、その多くをしてやつていいのではなく、一部分としてやつていいのではなく、一部分としてやつていい

ことができる。こういうことでいわゆる科学技術の開発といつても、それが立派な官僚的所管争いといつたような概念でない

ことは私ではないと思います。それからもう一つは、特にこの際御開発部門として、その多くをしてやつていいのではなく、一部分としてやつていいのではなく、一部分としてやつていい

ことができる。この法律が今度はこれを企業化の段階にまで持つて、もし失敗したならば大へんな損害になるというような問題でちゅうちょしていいるような問題がある。そし

て、この段階にまだ達していない、企業的な段階に達せざるための開発をするのに相当の資金、労力、設備等を投入して、新技術開発事業團というものをこの際設置して、そし

て開発委託をする方が、個々の企業者がそういう失敗を繰り返し、あるいは

技術の開発といつても、そのときにはいわゆる官僚的な所管争いといつたような概念でない

ことは私はないと思います。それからもう一つは、もう科学技術庁の手を離れていく

あとの一辺なんかはどうなんですか。企業化のための資金のあつせんあるいはそのために作る設備の特別償却の承認、これはそれぞれ事業担当所管省がやるわけでしょう。だから今言つたようなことは、いわゆる事業団の業務から離れてから起きる事態なんですか。

○原田(久)政府委員　ただいまの御質問でございますが、まず第一点でございましたが、理化学研究所の研究が進んで、それから企業がこれを利用する、こういうような過程からお話を進めらでござります。理化学研究所の開発もすでにそなでございましたが、まず理化学研究所の研究の成果だけを開発の対象としてはいないといいます。そういう角度でございまして、私も今まで実施して参りましたのは、主として公共的な使命を持つた研究機関、国立の研究機関、大学の研究所、あるいは公益法人の研究所ないし特殊法人の研究所、そういうたる方には問題はございませんが、企業化されないのであるようなものにつきまして、開発の対象としていろいろ調査をいたしまして、その中でこれは必要であります。その点あらかじめ明らかにさせていただきたいと思います。

次の御質問でございますが、融資のあつせんだとか、あるいは税制上の保護というような問題は、すでにこれは企業の段階に入つたものでございまして、そういうような段階につきましては、それぞれ関係各署において所要の

○田中(武)委員　たとえば、この新事業団は、ある企業に対してその委託をやるわけでしょう。そこが企業化ができますが、理化学研究所の事業が進んで、たとえば通産省所管の事業所であります。それが企業化ができますが、企業化への方で、この中において所管の問題で、何らか変なものが出てくことではないですか。

○島村政府委員　そうすると、どうも技術の開発について、そういういろいろな面は出でこないか、こういうことなどです。委託せられる受託者の方は通産省の所管であります。農林省の場合もあるけれども、鉱工業でいうならば通産省の所管です。委託したのは新事業団で、これは科学技術庁の所管です。委託を受けた方は通産省所管である。そして委託に基づいて、いわゆる技術開発、企業化への道を進めていくわけなんです。その間の行政措置としては何もないのか。もしもあるとするならば、これは通産省に属するものじゃないか、こう言っておるのであります。委託を受けた方は、通産省所管であります。そして委託に基づいて、いわゆる技術開発、企業化への道を進めていくわけなんです。その間の行政措置としては何もないのか。もしもあるとする

○島村政府委員　田中委員のおっしゃった通りでございまして、理化学研究所から委託をいたします場合、理化学研究所は科学技術庁の所管になります。その段階になって、それじゃ私の方で企業化いたしましようという瞬間に、これはもう事業団から離れるわけですね。そうして受託せられた企業に移るわけですね。そうしても失敗をした場合に、いわゆる企業化の見通しがつかないというときには、そのまま事業団の失敗として残るわけですか。

○原田(久)政府委員　過去三年間の七件の経験をもとにして運用の実情をお話し申し上げたいと思いますが、ただいまの開発の委託という問題は、委託者——従来ですと理化学研究所であります。今後は新技術開発事業団でございますが、委託者の責任においてこままでございませんし、通産省としても、工合に成功いたしまして、今度はその委託を受けた企業なり、あるいは場合によりまして他の企業なりがその成果を実施するという場合に、たとえば開銀融資というような問題が起りますれば、それは当然その事業を所管する官庁の責任の範囲になるものと考

く、その企業がやる、こういうことで政策をなさるということは当然だと考えております。

○田中(武)委員　たとえば、この新事業団は、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。それじゃその委託を受けた甲という会社なら会社がやる場合に、たとえば通産省所管の事業所であります。この事業団法に基づくところの技術の開発について、そういうことなども、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。

○島村政府委員　先ほど通産大臣からも科学技術府長官からもお答えがございましたように、私どもはこの法律を運用いたして参ります場合に、科学技術府側いたしましては各事業所を所管いたします官庁と緊密に連絡をとつてやつて参りたいと考えておりますが、單に運用だけの問題でございませんで、端的に申しますと、先生がそのような御心配をなさるやうんのものは、いかにもそういう点が科学技術庁にいつしまって、通産省の仕事でなくなるようないふうに考えるわけでございまして、理研あるいは開発事業団そのものは科学技術庁の所管ということになつて、理研あるいは開発事業団そのものは

○田中(武)委員　その委託を受けた受託者の方との間にあらかじめ契約を結んでおきましたて、成功という段階に到達いたしました場合には、どういうふうな債権債務のやりとりをするかと、開発委員会が従来は成規の認定をいたしておりますが、これは成功だといたしますが、これは成功だとになります。

○島村政府委員　企業化できる段階と試験研究の結果の普及ということと、その企業化への道、この中において所管の問題で、何らか変なものが出てくるような気がするのですが、そういうことはないのですか。

○田中(武)委員　大々的にやりますというような、ほんとうの企業として行なうという段階でござりますので、ごちやごちやになるという心配は私どもはいたしております。しかし、またそれぞれその段階に応じて手が打たれるのは当然だ、そのようになります。

○田中(武)委員　そういたしますと、結局は、委託をする、そして企業化の段階になって、それじゃ私の方で企業化いたしましようという瞬間に、これはもう事業団から離れるわけですね。そうして受託せられた企業に移るわけですね。そうしても失敗をした場合に、いわゆる企業化の見通しがつかないというときには、そのまま事業団の失敗として残るわけですか。

○原田(久)政府委員　過去三年間の七件の経験をもとにして運用の実情をお話し申し上げたいと思いますが、ただいまの開発の委託という問題は、委託者——従来ですと理化学研究所であります。今後は新技術開発事業団でございますが、委託者の責任においてこままでございませんし、通産省としても、工合に成功いたしまして、今度はその委託を受けた企業なり、あるいは場合によりまして他の企業なりがその成果を実施するという場合に、たとえば開銀融資というような問題が起りますれば、それは当然その事業を所管する官庁の責任の範囲になるものと考

いたしておりますが、これは成功だとになります。

○田中(武)委員　たとえかどかをやっていく、こういうことであります。それじゃその委託を受けた甲という会社なら会社がやる場合に、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。

○島村政府委員　その通りでございまして、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。それじゃその委託を受けた甲という会社なら会社がやる場合に、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。

○田中(武)委員　そうすると、どうも技術の開発について、そういうことなども、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。

○島村政府委員　先ほど通産大臣からも科学技術府長官からもお答えがございましたように、私どもはこの法律を運用いたして参ります場合に、科学技術府側いたしましては各事業所を所管いたします官庁と緊密に連絡をとつてやつて参りたいと考えておりますが、單に運用だけの問題でございませんで、端的に申しますと、先生がそのような御心配をなさるやうんのものは、いかにもそういう点が科学技術庁にいつしまって、通産省の仕事でなくなるようないふうに考えるわけでございまして、理研あるいは開発事業団そのものは科学技術庁の所管ということになつて、理研あるいは開発事業団そのものは

○田中(武)委員　その委託を受けた受託者の方との間にあらかじめ契約を結んでおきましたて、成功という段階に到達いたしました場合には、どういうふうな債権債務のやりとりをするかと、開発委員会が従来は成規の認定をいたしておりますが、これは成功だとになります。

○島村政府委員　企業化できる段階と試験研究の結果の普及ということと、その企業化への道、この中において所管の問題で、何らか変なものが出てくるような気がするのですが、そういうことはないのですか。

○田中(武)委員　大々的にやりますというような、ほんとうの企業として行なうという段階でござりますので、ごちやごちやになるという心配は私どもはいたしております。しかし、またそれぞれその段階に応じて手が打たれるのは当然だ、そのようになります。

○田中(武)委員　そういたしますと、結局は、委託をする、そして企業化の段階になって、それじゃ私の方で企業化いたしましようという瞬間に、これはもう事業団から離れるわけですね。そうして受託せられた企業に移るわけですね。そうしても失敗をした場合に、いわゆる企業化の見通しがつかないというときには、そのまま事業団の失敗として残るわけですか。

○原田(久)政府委員　過去三年間の七件の経験をもとにして運用の実情をお話し申し上げたいと思いますが、ただいまの開発の委託という問題は、委託者——従来ですと理化学研究所であります。今後は新技術開発事業団でございますが、委託者の責任においてこままでございませんし、通産省としても、工合に成功いたしまして、今度はその委託を受けた企業なり、あるいは場合によりまして他の企業なりがその成果を実施するという場合に、たとえば開銀融資というような問題が起りますれば、それは当然その事業を所管する官庁の責任の範囲になるものと考

いたしておりますが、これは成功だとになります。

○田中(武)委員　たとえかどかをやっていく、こういうことであります。それじゃその委託を受けた甲という会社なら会社がやる場合に、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。

○田中(武)委員　その通りでございまして、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。

○田中(武)委員　そうすると、どうも技術の開発について、そういうことなども、たとえかどかをやっていく、こういうことであります。

○島村政府委員　先ほど通産大臣からも科学技術府長官からもお答えがございましたように、私どもはこの法律を運用いたして参ります場合に、科学技術府側いたしましては各事業所を所管いたします官庁と緊密に連絡をとつてやつて参りたいと考えておりますが、單に運用だけの問題でございませんで、端的に申しますと、先生がそのような御心配をなさるやうんのものは、いかにもそういう点が科学技術庁にいつしまって、通産省の仕事でなくなるようないふうに考えるわけでございまして、理研あるいは開発事業団そのものは科学技術庁の所管ということになつて、理研あるいは開発事業団そのものは

○田中(武)委員　その委託を受けた受託者の方との間にあらかじめ契約を結んでおきましたて、成功という段階に到達いたしました場合には、どういうふうな債権債務のやりとりをするかと、開発委員会が従来は成規の認定をいたしておりますが、これは成功だと

研究所とそれから受託者の間ににおいていたし、さらに詳細な打ち合わせをいたしました。

その詳細な打ち合わせと申しますのは、開発委員会で大綱をきめていただきますから、そのきめられた大綱に基づいてそういう契約を結びます。そういう形で行なわれますので、

従来の例ですとこたごたなどは起こらなかつたわけでございます。

○田中(武)委員 私が言つてゐるの

は、企業化せられるその瞬間ににおいて所管がかわつてくる、こういうことになる。そうすると契約の終期といいますか、受託者と委託者との契約の期間

ですね、この契約は達成せられるとかあるいは無効になるとか、こういうきめ方いかんによつてかわつてくると思う。だから具体的に実際やつていくのに、どういう文句を使つてゐるか聞いているわけです。

○原田(久)政府委員 ただいまの終期をきめる内容でございますが、おおむね二つの角度から終期をきめておりま

す。一つは技術的な角度からだとえば

かくかくの品質、性能のものができるようになるとか、それから経済的に見てこれくらいの原価でできるようにな

る、おおむねそういう目標を定めます。それによって開発を委託するが、それでできます。そのため必要な施設をいたしまして開発をいたします。その期間は実例で申し上げますと、おおむね一年くらいを目標にしております。二年くらいの目標で開発を委託するが、それでできます

かということを受託者に相談をいたしましたと、受託者の方でも、それくらいの期間ならできうだということで、そこで契約が結ばれますので、それによつて施行されるという形をとつてお

ります。

○田中(武)委員 私の言つてゐるの

は、科学技術庁のあなたに聞くものお

のが実情でござりますが、開発事業団

かしいかも知れないが、事が重要なだけ

に、開発を終了してしまいたいというの

は、いわゆる一定した期間としてきめ

られるのか、それともたとえば解除条件付の期間としてきめられるのか、停止条件付の期間としてきめられるのか、

こういう点です。それによつていつど

ういう瞬間にいて事業団——今までのところは理化研究所ですが、事業

団の手を離れて企業のものになるか。

それと同時に所管がかわつてくるので

しょう。だから契約の内容、契約のきめ方なんです。期限のきめ方をどうい

うきめ方にするのか。

○原田(久)政府委員 期間のきめ方に

についての御質問であるかと思います

が、おおむね開発を委託するときには、研究室の研究成果といふのがございまして、これはまだ実際規模でやつたことがないといふことでござりますと、それを実際規模でやるにはいろいろな建設的工事もしなければなりません。それから実際の運転の段階に入つたら、諸

かくかくの品質、性能のものができるようになるとか、それから経済的に見てこれくらいの原価でできるようになります。そのため必要な施設をいたしまして開発をいたします。その期間は実例で申し上げますと、おおむね一年くらいを目標にしております。二年くらいの目標で開発を委託するが、それでできます

かということを受託者に相談をいたしましたと、受託者の方でも、それくらいの期間ならできうだということで、そこで契約が結ばれますので、それによつて施行されるという形をとつてお

ります。

○原田(久)政府委員 期間のきめ方には、いわゆる話し合うとかなんとかない

ことではなくて、双務契約は話し合うのが当然なんですよ。いわゆる契約書に書かれるのは何年何月何日までと

か、向こう二年間とかいうきめ方をするか、それともかくかくたる条件が成就したるときときめるのか、すな

わち条件付の期限なのか、一定期限な

のか、こう聞いています。

○原田(久)政府委員 大へんどうも回りくどい回答をいたしましたが、前者の方でございまして、おおむね何年と

いうことをあらかじめきめて、その間に目標に達するように努力をしてもら

うということです。

○田中(武)委員 そうすると、その間

にいわゆる企業化できるというところまでに、一つの条件があると思うので

す。これだけの歩どまりにするとか、

基づいて期間をきめるわけございま

す。あらかじめ一年ということをきめ

てから、そういう期間をきめるのでは

なくして、今まで開発を委託した実例

わゆる条件が成就したとき、すなわち期限が来たとき——この期限というのが実情でござりますが、開発事業団は一定の期間、何年何月何日という期間に来たときに、初めて事業団との間

に契約は無効になるということです。契約が達成せられて終わつて、そこで初めて企業に移る。そのときをもつてたとえば通産省なら通産省の所管になります。そういうことです。

○田中(武)委員 野党の私がそこまで納得するような期間を考え出しまし

て、両者納得の線できめていくという方がからしいえれば、なるべく短かい期間で開発を終了してしまいたいというの

が希望であり、そして受託者の方では確実にいい成果をあげるために、できる限り相互間に打ち合わせをいたしまして、妥当な線を出してきめるという

のが実情でござります。そのおおむねの期間は平均は二年くらいを自安に、今までやっております。

○田中(武)委員 私の聞いてゐるの

が、その間にあって相当いろいろな問題がありますが、それは結局四十六条二項による協議によつてすべて

はうまくいく、これは科学技術庁の方も通産省の方もそう考えておられる

わけですね。

○池田(正)国務大臣 田中委員は大へん御心配なさっているようですけれども、要するに開発の段階で——段階は

一年になろうが、二年になろうがこつちがめんどうを見る。開発の段階が済んで実際に企業化に移す、そのときの戸籍はどうなるか。どつちにも戸籍のつかない場合もある。いよいよ戸籍を渡しする、こういう考え方私はいいと

つけなければならぬというときになつたら、そのときはりっぱに通産省にお出でおるるので、役所の者に聞いてみますたところが、通産省は最初から手をかけてやつたということなので、今

は私は非常に疑問だと思います。そういう

といわゆる農林省といわば、各省の公立研究機関が今日のままの姿でいいかどうかということになつくると、これ

は私は非常に疑問だと思います。そういう

意味でこれからそういう方面の検討も、科学技術会議で進めていきたいと思つております。

化学研究所の「財務及び会計」という規定がございます。それを見ましても、別にそういうような規定がない。おそらくや同四十一條の「総理府令への委任」というところによって、総理府令によって、その開発のための独自会計を求めるとかいうような規定があるのかと思うのであります。まず第一にお伺いいたしますが、一つの法人に対する所属する権利義務が分かれるということがあり得るのですか。法人といつの人格の中に、これはこっちの権利義務が区別できますか?

○原田(久)政府委員 ただいまの御質問の附則第七条でございますが、内容的に申し上げますと、理化学研究所不足にあたりまして、新技術開発に関する特権財務及び会計をいたしておりまます。その金額は三年間算定いたしまして三億四千円という金額が予算書にも別ワクに書いてございますし、それから財務及び会計に関する総理府令に、新技術開発関係というので分離してございます。それから理化学研究所の御審議にあたりまして、国会の附帯決議がついておりまして、それによりまして開発関係はつきり区別して経理すべしということが書いてござりますので、そういう角度から、実態的には理研の資産といふものと、理研と申しまして本来研究をやります理化学研究所の資産といふものと、それから開発関係の資産関係といふものはつきり分かれおりまして、この条文でいささかどい表現がしてあります。それがむしろ本質的な問題ではなくて、開発に伴つていろいろ権利義務の主体とはなり得ないとと思うので

務が発生するようなものも若干あるう、そういうたよななものについては、こういった第七条のようないくべき規定の処理をするのだということでございまして、内容につきましてははつきり区分してあるということでございます。

○田中(武)委員 だから私が言つてゐる如きに、理化研究所法の第五章三十二条以降に理化研究所の財務及び会計についての規定がある。その中にはそういうことが書いてないわけですか。従つて四十一条の総理府令への委任という、この委任命令によるところの総理府令によって、そういうようになり得るようになつておるのかと聞いておる。だからその条文を読んでもらつたらしいのですよ。

○島村政府委員 田中委員のおっしゃる通りでございまして、昭和三十三年十月二十日の理化研究所の財務及び会計に関する総理府令の中にうつたてござります。第三条でございます。それによりますと、「法第二十九条第一項第二号及び第四号の業務並びに同項第三号及び第五号の業務のうち新技術の開発に関する業務に係る会計は、当該業務以外の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。」ということになつております。

○田中(武)委員 それは特別会計を設ける、こういうことですね。――そこでお尋ねいたしますが、それはいわゆる開発部門の、理化研究所のうちの開発部のものは特別会計にしろ、こういうことだと思うのです。しかし権利義務の主体は理化研究所であろうと、開発部は法人ではないわけです。従つて権利義務の主体とはなり得ないと思うので

葉になつておるのですが、そういうところは初めてからいわゆる権利の主体は理化研究所なんです。開発部というものは権利の主体になり得ないのであります。そこでどうです。ここに本法でいう権利義務の継承ということとの矛盾が出てこないですか。その範囲は理研法第41条によりまして、授権せられました總理府令によって平素から明らかにされておる、そういうことだございます。

○島村政府委員 お説の通りでございまして、ただいま私が読み上げましたのは特別会計に関する規定でございません。従いまして田中委員の主張はあくまで理化研究所における開発業務の範囲等が明確になっておるということを申し上げたにすぎません。従いまして田中委員がおっしゃいましたように、権利義務の主体はあくまで理化研究所でござります。それなるがゆえに、このように法律によりまして承継に関する特別の規定を置いたというふうに御了解いただきたいと思います。

○田中(武)委員 法律の書き方として、こういうことでいいんでしようか。権利及び義務の承継ということで理化研究所に属する権利義務、こうなつておる。だからそのうちこれこれだということは、結局この法文から出でこないわけでしょう。總理府令から出でてくるのでしょうか。この四十一條の總理府令への委任ということ自体が、いわゆる法人の権利義務の主体であるということとの関連において、この總理府令はどういうことになりますか。

○島村政府委員 これはあくまで特別会計によって、その範囲が明らかになつておるという実態を申し上げております。ただでございまして、田中委員の法の主体とはなり得ないと思つておるだけです。そうすると、これは権利の主体たり得ないわけです。そういう点については法制局との検討がなされたと思う。それはそれとして、そなりますと、結局は理化研究所を作ると、そこから開発部は独立させるのだといふことがあらかじめ用意せられて、こ

段階だから科学技術庁の方がふさわしい、これは企業化にいわばつながるものであるので、むしろ通産省に持つていった方がよくはないかというようにも、うかがわれるのでございますけれども、御承知のように通産省におきましても研究プロバーの問題は、たくさん取り扱つておられるわけでござります。また企業化につながるものとして、事業団の所管は内閣総理大臣になります。その他のいろいろございまして、相変わらず通産省が所管する問題は、相変わらず通産省が所管せられるものと私どもは思つております。従いまして研究組合の方が通産大臣を初めとする各省大臣が主務大臣になつておりますこと、事業団が総理大臣の所管に属することと申しますのは、単にそれが研究段階であるからとか企業化に移るからといふ問題ではございません。事業団の方は量的には通産が多いと思ひますけれども、観念的には農林省、厚生省、建設省、運輸省その他各省においても、このような問題があるわけでございます。従いましてそれを総合的にやるという意味におきまして、総理大臣が適当であろうと、これを総理大臣の所管にしたわけではないわけであります。その点御了承いただきたいと思います。

○田中(武)委員 要は、この理化学研

究所を作るときから、とにかくいつか開発部だけは独立させんだということが考えられておつたわけですね。

○島村政府委員 その通りでござい

ます。

○田中(武)委員 そこでこの三億四千

万円という金は、開発部門の特別会計として現在決算期に出ている金額なんです。そうすると理化学研究所の方の五条、理化学研究所の資本は政府と民間の出資なんです。それから先ほど申しましたように第五章によつてその財務及び会計がきめてあるわけです、それによると毎年決算をするとか、あるいはこの規定によつて利益の分配をするときの規定とか、いろいろあります。それから特別会計の方でも毎年決算をしてきたと思うのです。それは一体どういうように別な会計によつてやられたのか、この配分利益、いわゆる理化学会計との関係及びこの配分規定との関係、そういう点はどういうことになりますか。

それからなおこれが独立して開発部門の三億四千万円を新事業団の方に移したときに、あとに残る理化学研究所の資本金はどういうことになりますか。

○原田(久)政府委員 理化学研究所の報告をいたしておりますが、その内訳は先刻お話を出ましたような理化学研究所の財務及び会計に関する総理府令に基づきまして、開発部門勘定とその他的研究部門勘定とに分けて経理しております。その經理したものと總括的におられます。その報告を出しておる次第でございます。

それとそれから理化学研究所は、民間と政府の出資になっておりまして、一方だけに動いておつたのですが、それから理化学研究所の損失とか利

益ということは全体としての利益、全体としての損失だと思うのです。そういう三十七条以下の損失あるいは利益の処理でございますが、その概念の中には、開発部門關係と、その他の部門とがどういうふうにかみ合わされていることがあります。従いまして今までのところ配当入はございますが、それは研究所の経費を維持する一部にしか当たっておりません。従いまして今までのところ配当が、現在までに理化学研究所は利益分派という事実があるのか。

○田中(武)委員 それから理化学研究所の所自体の、あとに残る資本金はどういうことになりますか。

○原田(久)政府委員 それから理化学研究所の利益といふと、その特別会計との関係及びこの配分規定との関係、そういう点はどういうことになりますか。

それから三億四千万円といたしましては、法律案の附則第九条でございますが、「第七条第一項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その時において、理化学研究所の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、三億四千万円の減額があつたものとする。」という規定がございまして、理化学研究所に残る資本といたしましては、法律案の附則第九条でございますが、「第七条第一項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その時において、理化学研究所の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、三億四千万円の減額があつたものとする。」という規定がございまして、理化学研究所に残る資本の中に欠損金が含まれないような考慮が払われております。

○田中(武)委員 この理化学研究所法の三十七条以下の条文ですね。「利益及び損失の処理」この規定は、結局は開発部門をのけた部門に対しても適用ができます。この理化学研究所法の三十七条以下の条文ですね。「利益及び損失の処理」この規定は、結局は開発部門をのけた部門に対しても適用ができます。

○原田(久)政府委員 最初おつしやいましたように、両方合わせたものを突っ込みにいたしまして、それで利益申しました三十七条以下の利益及び損失の処理、その先ほどの説明と、どうなつております。ただその途中の段階申しますか、仕分けといたしまして、一方だけにマイナスを一緒にやつた。それから今度新開発公團の附則第七条で言

うところの二十九条第一項二号及び四号の業務及び三号及び五号の業務によって生じたということとは、実質的には違いますね。

○島村政府委員 先ほど来振興局長から申し上げておりますように、理化学研究所のプラス・マイナスというものには、一本にしてプラス・マイナスという計算が出て参るわけでございます。

内訳いたしましてははつきりと区分して経理いたしておりますけれども、理化学研究所自体の収支という形においては一本になる、これは三十七条でございますが、そのあたりの解説からも当然そういうことになって参りますので、その点は田中委員のおっしゃつたり通りでございます。そこで問題は、事実そういうような一本になる関係から混淆が起りはしないかという問題でございますけれども、実際問題といつしましては、当初から二年や三年の間にどんどん、いわば黒字をあげるといふことは、だれしも考えていいわけでもございまして、事実問題としては何らそこにまぎらわしい問題は起つております。ただ、おっしゃりますようないけでございまして、事業部と申しましては、理化研究の仕事が相ひれない限りが承継するとなつて、ところが理研法の三十七条によつて、毎年、年遂行によつて生じたる権利義務とは度ごとにそれは一切の合算をして決算してこれらたわけだ。そうすると三億四千万円と第七条の開発部門の事業の遂行によつて生じたる権利義務とは違つてくる、こう言つていい。どうです。

○島村政府委員 おっしゃることは私にはわからぬではないのでござりますけれども、それだから工合が悪いといふことは決してならぬと思います。つまり開発部門につき込んだ金額だけは、はつきり三億四千万円という数字を理化学研究所の資本金の方からは落とします。しかししながら事業団が承継いたします金は、三億四千万円びたりではございませんで、そこに評価された額を承継する形になります。従いましてそれは三億四千万びたりではございませんで、私どもの予想いたしましては、三億四千万円から若干減った額を事業団として承継するということになろうと考へております。それは今までの人事費その他事務的経費等もございますけれども、一方にも開発部門におきまして大きな赤字が出ましたところには、研究部門の方が圧迫されはせぬかという不安がつきまとつてございます。将来の問題としてではござりますけれども、一方にも開発部門における大問題がござります。従いまして、それらの点も、この新技術開発事業団といふことに、別機関にしたいという理由の一つでございます。もちろん、もつと

大きな資金によつて、もっと大々的にこの新技術開発の仕事をやつていきたいということが主たる理由でございました。されども、理化学研究所内部におきまして、これを分離したいという希望があつたということが、これまで一つの理由になつておるわけでござります。

○田中(武)委員 もつと具体的に言えば、三億四千万円という金は、過去三年間政府が開発部門へ入れ足した金だ、こういうことでしよう。ところが事業団法の附則七条では、長らしく

たものは、事業団の成立において事業団が承継するとなつて、ところが三億四千万円びたり、政府出資分だけを承継するというわけではございません。実際の見込みといたしまして三億四千万円と三億四千万といふ度のものということでおっしゃいまして、それから若干減りました金額を承継するということになろうかと思います。ただ、理化学研究所の資本金から落ちます分は、この附則第九条ではつきりいたしております。つまり開発部門につき込んだ金額だけは、はつきり三億四千万円という数字を理化学研究所の資本金の方からは落とします。しかししながら事業団が承継いたしました金は、三億四千万円びたりではございませんで、そこに評価された額を承継する形になります。従いましてそれは三億四千万びたりではございませんで、私どもの予想いたしましては、三億四千万円から若干減った額を事業団として承継するということになろうと考へております。それは今までの

他のを含んでおるわけですね。 ○島村政府委員 三億四千万と申しますのは、二通りございまして、第一の理由になつておるわけでございます。

○島村政府委員 三億四千万と申しますのは、田中委員もおっしゃつたりはつしゃいますように、今までの政

府が出资した金額の合計でございまして、新しい事業団は、先ほど長官から申し述べましたように、新年度の予算とし述べましたように、新年度の予算として三億、そのほかに三億四千万円程度のものということでおっしゃいまして、三億四千万円びたり、政府出資分だけを承継するというわけではございません。実際の見込みといたしまして三億四千万円と三億四千万といふ度のものと、いうことでございません。ところが事業団が承継いたしました方の三億四千万近くのもの、これはおっしゃいます通りに現金で引き継ぐわけじやございませんので、いろいろなものになつております。

○田中(武)委員 そうすると提案説明会でございます通りに現金で引き継ぐわけじやございませんので、いろいろなものになつております。

○田中(武)委員 そうすると提案説明会でございます通りに現金で引き継ぐわけじやございませんので、いろいろなものになつております。

○田中(武)委員 そつと工业所有権とか、そついたものはないのですか。

○原田(久)政府委員 開発にあたりましては、研究をされましたところの開発部門等が持つ工业所有権とか、そついたものはないのですか。

○原田(久)政府委員 開発にあたりましては、研究をされましたところの開発部門等が持つ工业所有権とか、そついたものはないのですか。いつ申しますが、そうじゃないですか。いずれにしても私が聞かんとするところは、もうと具体的にいいましょう。この第七条によつて権利及び義務は承継されます。これを開発委託するにあたりましては、原則としまして、従来は理研との共有または専用実施権をとりまして確立いたしました、その上で委託者に委託をする、そういう形をとつております。そういうたぐいの無体財産権あるいは実用新案権になつております。そういうものは資産としてあるわけござります。

○田中(武)委員 そうすると不動産と

か、こういう登記をするようなものは、別に登記手続をとるわけですね。理学研究所から事業団への移転登記といつたようなものの手続をとるわけ

が残つておるわけあります。不動産の移転がえというようなことは、今は政府のつぎ込んだ額の合計といふことで、三億四千万びたりになるので機械設備等を購入いたしました場合に、機械設備などを購入したという形になつておるわけになります。從ってそういうものは、投資勘定に移つて参ります。そういう形で移転勘定が、今度は新技術開発事業団の方へ移つて参ります。そういう形で移転勘定を購入したといために、機械設備などにつきましては、投資勘定の上で、そういう話になりますが、機械設備などにつきましては、投資勘定の上で、そういう話を購入したという形になつておる。それじゃ土地建物等のはかに、開発部門等が持つ工业所有権とか、そついたものはないのですか。

○田中(武)委員 いや、さつきの説明では土地建物等も含むような話だったのですが、そうじゃないですか。いざ

合には、年賦で払つてもらうという場

合にも、ある一定の時期まで所有権自体を保留しておくこともあります。

従いましてそういうようなものにつきましては、当然承継の際に登記の変更をいたさねばならぬことは申すまでもないことでござります。

○田中(武)委員 それでは、事業団がある企業に委託をして、その技術の開発をやる場合にいろいろ設備も必要です。そういうものがいわゆる企業化せられて、そこで企業が事業に移すまでは事業団の方に所有権があるわけです。そういたしますと、事業団から企業へ移った後のそういう設備とかその他のもの、あるいはそのことによって得るところのその受託企業の利益、こういうことについての事業団との間の決済といいますか、そういうことはどういうことになりますか。

○島村政府委員 おっしゃいますように、成功するか不成功に終わるか、成功いたしますれば、そのときまでは田中委員がおっしゃいますように、まだ事業団のものだということになりますが、その際に契約を結びまして、これを年賦でその企業に買い取つてもらおう。あるいは言い方をかえますと、その企業が事業団から年賦で売つてもらうという形になる。従いましてそのときには適正な価格で事業団が委託関係を結んでいる企業との間に契約を結んで、所有権の移転を行なうわけでござります。

○田中(武)委員 成功した場合、施設その他はこういう処理をする、あるいは不成功的ときはこうするというようなことも含めて、委託契約の中にそういう条件まで入れて契約するわけで

ですか。

○島村政府委員 幾ら幾らで譲り渡すといふようなことまではその契約に入りませんけれども、おっしゃいましたような趣旨は当然委託契約の中に織り込まれるはずでございます。

○田中(武)委員 それはこの程度にしておきましょう。それから、開発審議会ですか、今まで理研であつたものが今度事業団の方へ所管が移るわけですね。そのときに開発審議会のメンバーは以前と変更するのかどうか。それからこれの設立委員というものが必要なんだが、すでに法が出来されたときには、設立委員は考えておられると思うのですが、それはどういう観点から選ばれているのですか。

〔中川商工委員長退席、山口科学技術振興対策特別委員長着席〕

○池田(正)国務大臣 これは人事のことです。さいますから、きわめて慎重にやらなければならぬので、まだそういうこまかいところまで考えておりません。

○田中(武)委員 開発審議会は今まで理学研究所にあつたんだが、事業団ができればこちらへ移る。そこで個々の名前はお伺いしませんが、委員なんかの入れかえとか、そういう点は考えておられるのですか。

○池田(正)国務大臣 実は今までの委員の分はよく知らない。これから見て慎重に、悪ければかえようと思ひます。

○田中(武)委員 まあそれはそれとしておきましょう。

そこで鉱工業技術研究組合法についてお伺いしたいのですが、これは連合審査では他の委員の方が質問するよ

うですから、この点はまた商工委員会でお伺いすることにして、私はこれでやめたいと思いますが、先ほど来申し上げておりますように、ぜひあずでも

総理に出席を願つて、これは科学技術振興対策特別委員会の方でいいと思いまが、最終的には総理にその考え方を明らかにしてもらいたい、このことを要望いたしまして質問を終わります。

○山口委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○山口委員長 速記を始めて。これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

昭和三十六年四月六日印刷

昭和三十六年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局